

平成 23 年 6 月 9 日

消費者庁長官 殿

消費者委員会事務局長

消費者委員会事務局は、以下の事項について消費者委員会に報告し、確認が得られるように努める。

- 1 消費者庁は、情報の一元的な集約・分析・対応を中核として、権力的及び非権力的事務の双方を担っている。このうち、消費者への情報提供については、消費者庁及び消費者委員会設置法第 4 条第 1 号等に基づく消費者庁の最も重要かつ多様な事務であり、消費者安全法第 15 条に基づく注意喚起に限られるものではないこと。
- 2 「意見」4 の「消費者庁の行う注意喚起と、国民生活センターの行う情報提供については、～（中略）～法制的には、両者は異なるものとして位置付けられ、一方の事務を他方の事務で埋め合わせることができる関係にはない。」との記述については、情報提供、注意喚起に関する消費者庁と国民生活センターの業務の実態が重複しているという「タスクフォース」の議論の前提を否定するものではないこと。
- 3 国民生活センターの事務は、消費者庁が所掌する「消費者利益の擁護・増進に関する基本的な政策の企画・立案・推進」に関する実施事務が太宗を占めるものであること。
- 4 消費者委員会作成の「中間整理についての意見」(以下「意見」という)の 4 の「更に慎重な検討を深める必要」及び 4 の「公開の場での審議を深めた上で最終的な判断を行うことが望ましい」との記述については、閣議決定を踏まえて今夏までに「タスクフォース」としての結論を得ることについて否定するものではないこと。